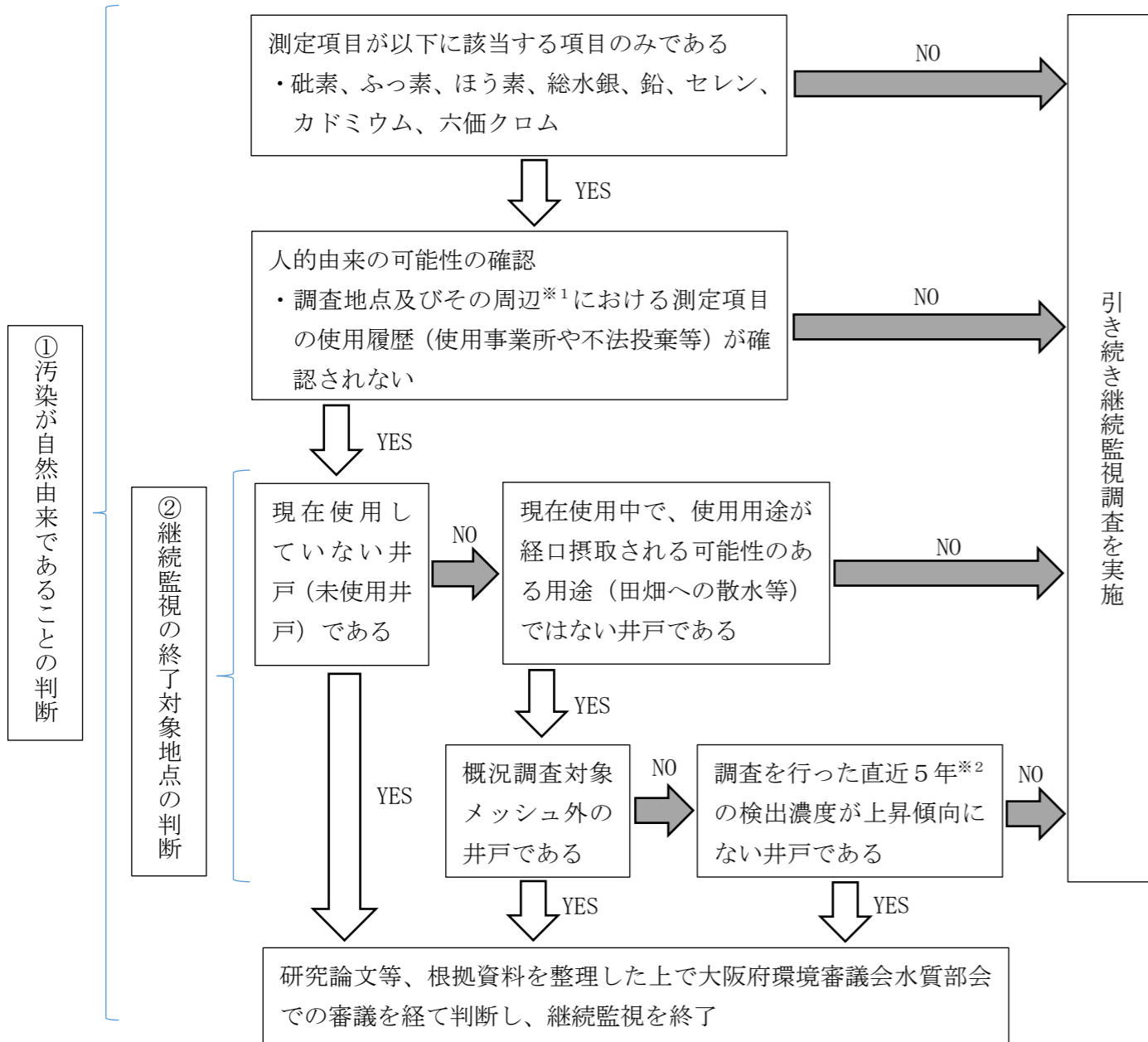


地下水質常時監視の継続監視調査における自然由来汚染地点の終了判断について

【調査終了判断フロー図】



※1：周辺とは、大阪府地下水質保全対策要領の運用を準用し、以下のとおりとする。

物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値 (m)
六価クロム	概ね 500
砒素、ふっ素及びほう素	概ね 250
カドミウム、鉛、総水銀及びセレン	概ね 80

※2：直近5年とは、ローリング調査を含む過去5年分とする。

【調査終了判断チェックシート】

地点番号：

地点所在地：

チェック事項		チェック欄	備考
測定項目が以下に該当する項目のみである ・砒素、ふっ素、ほう素、総水銀、鉛、セレン、カドミウム、六価クロム			
人的由来の可能性の確認	調査地点における測定項目の使用履歴	現在	
		過去 (航空写真、住宅地図、過去の地歴調査)	
	周辺※の使用履歴 <small>※周辺とは、大阪府地下水質保全対策要領の運用を準用し、以下のとおりとする。</small>	確認対象範囲	-
		水質汚濁防止法	
		瀬戸内海環境保全特別措置法	
物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値 (m)	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
六価クロム	概ね500	化学物質排出把握管理促進法 (PRTR制度)	
砒素、ふっ素及びほう素	概ね250	指定区域 (土壌汚染対策法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	
カドミウム、鉛、総水銀及びセレン	概ね80	廃棄物の不適正処理 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	
いずれかの井戸に該当する	現在使用していない井戸 (未使用井戸) である		
	現在使用中で、使用用途が経口摂取される可能性のある用途 (田畑への散水等) ではない井戸である	概況調査対象メッシュ外の井戸である	
		測定を行った直近5年の検出濃度が上昇傾向にない井戸である	
研究論文等、根拠資料を整理済み			
大阪府環境審議会水質部会での審議			